

～除雪作業にご協力ください～

市では、皆さんが冬期間安心して快適に生活できるように、国や県と連携して計画的に除雪を行います。以下の事項をよくご覧になり、円滑な除雪作業にご協力ください。

◆除雪計画の概要

- 新雪深が10cmに達すると除雪を行います。
- 除雪は午前2時から開始し、午前7時30分までに終了することを原則としています。
- 降雪量が多い東部地域には、除雪モニターを配置して、降雪状況を観測します。
- 異常降雪などの場合は、状況に合わせた除雪体制を取ります。

◆作業中のお願い

- 道路に車などの障害物を放置しないでください。
- 狭い道路の障害物は事前に撤去してください。
- 作業中の除雪車には近寄らず、誘導員がいる時は指示に従ってください。

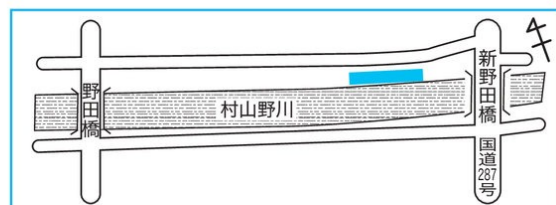
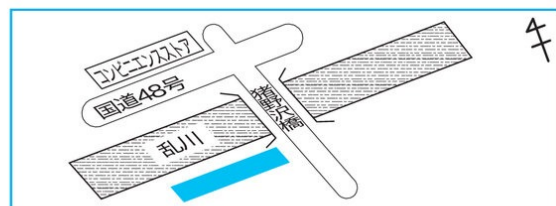
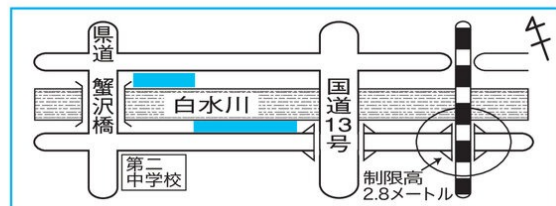
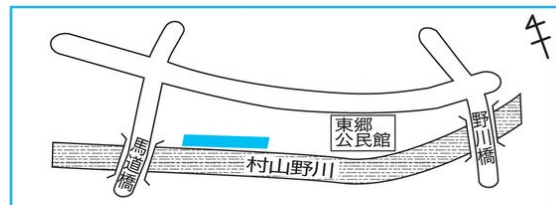
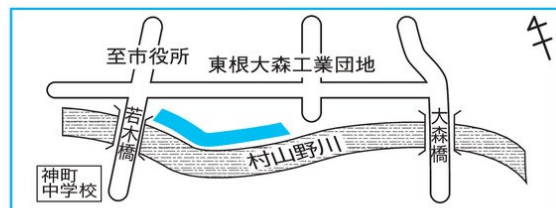
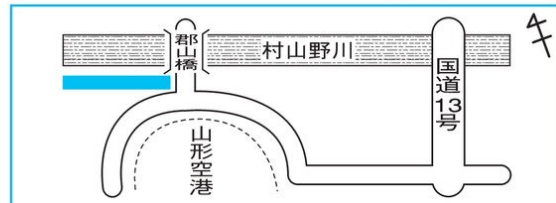
◆雪処理は万全に

- 家屋周辺の雪は敷地内で処理してください。近隣の迷惑となりますので、道路には雪を捨てないでください。
- 敷地内で処理できないときは、市内7カ所の雪捨て場(右図)を利用しましょう。

◆雪捨て場を利用する場合は

- 雪以外のものは捨てないでください。
- 夜間の搬入はご遠慮ください。
- 交通事故がないように注意してください。

市内の雪捨て場 …雪捨て場



市民の皆さんに、特にお願いしたいこと

○側溝には絶対に雪を捨てないでください

市道の側溝は消雪用ではありません。側溝が雪で詰まり、下流域で水上がりが発生します。またグレーチング(側溝のふた)を開けっ放しにしている所が見受けられます。危険ですので絶対に開けないでください。

○雪押場の提供にご協力ください

きれいに除雪するためには、雪押場が欠かせません。各地域の雪押場として畑などの土地の提供にご協力ください。

○屋根には雪止めを設置してください

市道に面した屋根に雪止めが設置されていないため、道路に落雪している所があります。大変危険ですので、雪止めを設置してください。

○道路にはみ出した樹木は危険です

道路にはみ出した樹木は、除雪の支障となり危険です。事前に枝切りをしてください。

東根市生活密着型道路除排雪事業補助金を交付します

市が除雪を行えない生活に密着した通路を、区などが除排雪作業を行う場合の補助制度を設けています。建設課(市役所2階)または各地域公民館に備えてある補助金交付要綱を確認の上、12月20日(金)まで建設課管理係に申請してください。詳しくはお問い合わせください。

●お問い合わせ 建設課管理係 Tel内線2712 建設課工務係 Tel内線2721